

答申行政第127号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、令和7年7月30日付け、岡人委第114号で行った公文書一部開示決定（以下「本件再処分」という。）のうち、第5の4の（2）のイで指摘した部分は条例第7条第6号及び第8条の解釈適用に誤りがあるため、妥当とは言えず開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和6年11月7日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、令和6年10月20日に行われた、令和6年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第一次試験における論文試験について、次の（1）から（3）までに列挙する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- （1）採点基準
- （2）解答例
- （3）申請者（受験番号〇〇〇〇）の採点内容

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、上記1の（1）から（3）に該当する文書をそれぞれ次の（1）から（3）の公文書等と特定した上で、請求にあった公文書を非開示とする処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年11月18日付けで審査請求人に通知した。

- （1）社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験論文試験における評定項目別の得点基準について
- （2）保有していない
- （3）社会人経験者等を対象とした岡山県職員採用試験 論文採点一覧表

3 審査請求人は、令和6年11月22日付けで、実施機関に対し、本件処分のうち条例第7条第6号に基づく非開示決定を取り消し、同試験論文試験の採点基準に関する公文書の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。

4 岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）は、本件審査請求1について、令和6年12月18日付けで、実施機関から条例第17条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

5 審査会は、令和7年6月19日付けで、実施機関に対し、答申行政第121号（以下「本件答申」という。）により答申した。

- 6 実施機関は、令和7年7月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第51条の規定に基づき、裁決（以下「本件裁決」という。）を行った。
- 7 実施機関は、令和7年7月30日付けで、本件裁決に基づき、対象公文書を次の（1）及び（2）と特定した上で、本件再処分を行い、審査請求人に通知した。
- （1） 社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験論文試験実施要領
- （2） 社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験論文試験における評定項目別の得点基準について
- 8 審査請求人は、令和7年8月13日付けで、実施機関に対し、「本件再処分のうち、黒塗りとされた部分については、本件答申の趣旨に反し、不当に非開示とされたものである。よって、当該黒塗り部分について開示するよう決定を取り消すことを求める。」との審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。
- 9 審査会は、本件審査請求2について、令和7年10月14日付けで、実施機関から条例第17条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- 10 本件再処分において実施機関が本件対象公文書を一部非開示とした理由は、次のとおりであった。

（1）社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験論文試験実施要領

| 開示しない部分 | 開示しない理由 | |
|---|------------|--|
| 2 試験員 （1） （2） | 第7条 第6号 | 当該情報は、開示することにより、試験員を特定することが可能となるため、試験員が外部からの評価、圧力等を意識するなど、試験員の率直な意見が評定に反映されにくくなり、受験者に対する適切な評価を困難にするなど、職員採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 |
| 4 評定及び得点 （2）評定基準及び得点 「得点（行政）」欄及び 「得点（技術）」欄 | 第7条 第6号 | 当該情報は、評定基準ごとの配点分布を示す部分であり、全ての受験生に公開を予定していない情報であって、請求人に対してのみ当該情報を開示することは、地方公務員法で定める平等取り扱いの原則に反する。また、当該情報を開示することにより、当該情報に依拠した受験技術の習得に特化した受験者が現れ、適切な能力の実証のみを実施すべきとした成績主義にも反することとなるため、職員採用試験の適切な |

| | | |
|-----------------------------------|------------|---|
| | | 遂行に支障が生じるおそれがある。 |
| 4 評定及び得点 (2) 評定基準及び得点 イの2行目 | 第7条 第6号 | 当該情報は、不合格点等の基準を示す部分であり、全ての受験生に公開を予定していない情報であって、請求人に対してのみ当該情報を開示することは、地方公務員法で定める平等取り扱いの原則に反する。また、当該情報を開示することにより、当該情報に依拠した受験技術の習得に特化した受験者が現れ、適切な能力の実証のみを実施すべきとした成績主義にも反することとなるため、職員採用試験の適切な遂行に支障が生じるおそれがある。 |

(2) 社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験論文試験における評定項目別の得点基準について

| 開示しない部分 | 開示しない理由 | |
|---|------------|--|
| 1 得点基準 「(1)行政職」及び「(2)技術系職種」の表中「点数」欄 | 第7条 第6号 | 当該情報は、評価基準ごとの配点分布を示す部分であり、全ての受験生に公開を予定していない情報であって、請求人に対してのみ当該情報を開示することは、地方公務員法で定める平等取り扱いの原則に反する。また、当該情報を開示することにより、当該情報に依拠した受験技術の習得に特化した受験者が現れ、適切な能力の実証のみを実施すべきとした成績主義にも反することとなるため、職員採用試験の適切な遂行に支障が生じるおそれがある。 |
| 1 得点基準 「(1)行政職」及び「(2)技術系職種」の表中の各評定項目の「評価基準」欄の2段目以下の欄 | 第7条 第6号 | 当該情報は、試験員が採点を行うに際しての判断基準を示す部分であり、全ての受験生に公開を予定していない情報であって、請求人に対してのみ当該情報を開示することは、地方公務員法で定める平等取り扱いの原則に反する。また、仮に当該情報が公開されれば、当該情報に依拠した受験技術の習得に特化した受験生が現れ、適切な能力の実証のみを実施すべきとした成績主義にも反することとなるほか、外部からの評価を過度に意識せざるを得なくなる試験員に心理的な負担や萎縮を生じさせ、適正かつ公正な評価の実施を阻害し、職員採用試験の適切な遂行に支障が生じるおそれがある。 |
| 2 その他 | 第7条 第6号 | 当該情報は、評価基準を補足する基準を示す部分であり、全ての受験生に公開を予定していな |

| | |
|--|---|
| | <p>い情報であって、請求人に対してのみ当該情報を開示することは、地方公務員法で定める平等取り扱いの原則に反する。また、当該情報を開示することにより、当該情報に依拠した受験技術の習得に特化した受験者が現れ、適切な能力の実証のみを実施すべきとした成績主義にも反することとなるため、職員採用試験の適切な遂行に支障が生じるおそれがある。</p> |
|--|---|

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件再処分のうち、黒塗りされた部分については、本件答申の趣旨に反し、不当に非開示とされたものである。よって、当該黒塗り部分について開示するよう決定を取り消すことを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 答申の尊重と本件再処分について

本件答申は、得点基準のうち、具体的点数部分及び評価記述の一部を除き、評価基準の大部分については「開示による具体的・現実的な支障は認められず、実施機関の主張は抽象的可能性にとどまり、法的保護に値する程度の蓋然性はない」と明確に判断し、開示が妥当と結論付けたが、本件再処分では、この開示妥当とされた範囲の多くが依然として黒塗りのままである。

法第50条は、答申が法的拘束力を持たないとしても、その趣旨を最大限尊重すべきことを明確にしているが、今回の決定は、この実質的遵守義務を軽視し、合理的理由なく本件答申に反する判断を行っており、是正が不可欠である。

なお、実施機関は「答申は最終的な開示範囲を義務付けるものではなく、実施機関の裁量で非開示を判断できる」と述べているが、条例第17条が求める答申の尊重義務は、単なる形式的参照義務ではなく、実施機関が答申の趣旨を最大限尊重すべきことを求めており、判断根拠の再考・調整・合理的説明責任を求める実質義務である。

(2) 非開示条項の該当性について

条例第7条各号は、非開示事由を限定列挙しているが、本件再処分で黒塗りとされた得点・評価基準等は、過去の試験問題や具体的答案の直接的内容を含まず、開示しても試験の公正を害する具体的蓋然性は存在しない。

実施機関は、評価基準の開示が受験者に不当な指針を与え、試験の構成や成績主義の原則を損なうと主張しているが、開示対象は過去の試験問題や答案そのものではなく、全受験者に共通する評価枠組みであり、透明性の確保こそが公正な競争条件の前提となるため、公平性を害するとの主張は理由がない。

また、実施機関は、特定の受験者のみに開示することが平等取扱の原則に反すると主張するが、情報公開制度は県民誰もが同じ請求を行える仕組みであり、開示された文書は原則、公知となるため、特定の受験者のみが優遇されることにはならない。

(3) 非開示理由の不当性について

実施機関は、非開示理由として、公平性の確保、受験技術の習得懸念、成績主義原則への影響などを主張するが、これらは既に本件答申において「抽象的可能性に留まり、具体的支障は認められない」と退けられた論理の反復に過ぎない。

また、実施機関は「評価基準は受験者に対し公開を予定していない情報である」と述べるが、情報公開制度は行政機関の意図ではなく、条例構造と権利保障によって公開範囲が定まる制度であり、この主張は制度理解として誤っている。

(4) 受験者の権利侵害と制度への影響について

得点や評価基準を非開示とすることは、受験者が自己の答案を客観的に分析し、改善点を把握する機会を奪い、自己研鑽を妨げる。受験者が自らの不足点を客観的に把握できるかどうかは、試験制度の信頼性や県民からの納得性に直結するため、評価基準を不当に隠すことは、受験者に不利益を与えるだけでなく、制度全体の透明性を損なう。

(5) 得点基準の「2 その他」について

条例第8条に基づき、非開示部分を除いた残余部分は開示すべきであるにもかかわらず、合理的な説明なく全面非開示としたことは、部分開示原則に明らかに反している。

(6) 結論

本件再処分に係る非開示部分については、法定の非開示事由に該当しないこと、本件答申の判断枠組みに反すること、裁量権の範囲を逸脱し濫用に当たることから、開示拒否を維持する法律上の根拠は存在せず、よって、本件答申が示した開示水準を下回らない範囲での開示決定への変更を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

(1) 答申の尊重と本件再処分について

条例第17条は答申の尊重を求めているが、これは実施機関に対し最終的な判断権限を制限するものではなく、答申の趣旨を踏まえつつ、実施機関が職員採用試験の適切な遂行のために必要と判断した部分を非開示とすることは妥当である。

なお、本件答申の内容は、実施機関に対し個別的・具体的な開示範囲を義務付けたものではない。

(2) 非開示部分の妥当性について

評価基準は単なる一般論ではなく、採点者の視点や評価の枠組みを具体的に示すものであり、受験者がこれを知ることによって答案の作成方法に実質的な指針を与える可能性がある。

このため、全部を開示すれば、試験本来の趣旨を離れ、当該情報に依拠した受験技術の習得に特化した受験者が現れ、適切な能力の実証のみを実施すべきとした成績主義に反することとなる可能性がある。

また、当該情報はすべての受験者に公開を予定していない情報であって、請求人に対してのみ当該情報を開示することは、地方公務員法で定める平等取扱の原則に反する。

(3) 受験者の権利侵害について

審査請求人は得点や評価基準を非開示とすることは、受験者の自己研鑽を妨げると主張するが、試験実施要領等は、公正な試験を実施するために、試験実施機関が従うべき統一的な評価基準を定めたものであり、そもそも受験者の答案分析や自己研鑽を目的として定めたものではない。

なお、評価基準の詳細を全て開示せずとも、受験者の努力によって答案の分析や自己研鑽は十分に可能である。

(4) 得点基準の「2 その他」について

評価基準を補足する基準を示す部分であり、全ての受験者に公開を予定していない情報であって、審査請求人に対してのみ当該情報を開示することは、地方公務員法で定める平等取扱の原則に反する。

また、当該情報を開示することにより、当該情報に依拠した受験技術の習得に特化した受験者が現れ、適切な能力の実証のみを実施すべきとした成績主義にも反することとなるため、職員採用試験の適切な遂行に支障が生じるおそれがあると考えられる。

(5) 平等取扱の原則及び成績主義の原則について

非開示とした情報は全ての受験者に公開を予定していないため、審査請求人に対してのみ開示することは、地方公務員法で定める平等取扱の原則に反すると考えられる。

なお、令和7年8月から募集を開始した令和7年度社会人経験者対象の岡山県職員採用試験の受験案内には、今回開示した部分と同じ内容を「評定項目及び着眼点」として掲載している。試験に関する情報公開は、試験制度に疑義が持たれないよう、全ての受験者に対して同様にすべきと考える。地方公務員採用試験は職務遂行能力を試験等によって判定することとされており、試験実施機関としては、受験者が受験技術を磨くことはある程度想定しているが、部分点の評価基準まで公開すると、過度に受験技術に特化した者が現れ、正確な判定に支障が出るおそれがあると考えている。

また、評価基準が公開されると、試験員は外部からの評価を過度に意識せざるを得ず、試験員の心理的な負担や萎縮を生じさせ、公正な評価ができなくなるおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の7の「社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験論

文試験実施要領」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験論文試験における評定項目別の得点基準について」（以下「本件対象公文書2」という。）の公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

(1) 条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～五 略

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ～ホ 略

七 略

(2) 条例第8条は、公文書の一部開示について次のように定めている。

(公文書の一部開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 略

3 本件審査請求2について

実施機関は、本件裁決に基づき、本件再処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件再処分のうち、黒塗りされた部分については、本件答申の趣旨に反し、不当に非開示とされたものであると主張し、当該黒塗り部分について開示するよう決定を取り消すことを求めて本件審査請求2を行ったものである。

本来、当審査会の答申は最大限尊重され、裁決は答申の趣旨に則って行われるべきと考えられるが、法的に実施機関を拘束するものではない。なお、法第52条第2項の規定に基づき、再処分は裁決の趣旨に従って、改めて申請に対する処分をしなければならないとされている。

そのため、審査請求人は本件再処分に不服を申し立てるのであれば、本件再処分を拘束する本件裁決の取消の訴えを提起する方法が考えられるところ、本件対象公文書

1 は、本件答申においては、「改めて文書の特定を行うとともに、開示する部分と非開示部分とを検討した上で、開示の可否を判断する必要がある」と指摘した公文書であること、また、本件再処分が本件裁決に基づき、改めて行われた別の処分であることに鑑み、当審査会において本件再処分の妥当性について、以下検討することとした。

4 本件再処分の妥当性について

条例第7条第6号は、「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれのほか当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、「イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」のほか、5つを列挙している。

そして、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす実質的な支障が看過しえない程度のものをいい、この場合、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないと解される。

本件対象公文書1及び本件対象公文書2について、実施機関が条例第7条第6号に該当するとして非開示とした情報について、当審査会においてインカメラ審理により見分し、条例で定める非開示情報に該当するか否か、以下、具体的に検討する。

(1) 本件対象公文書1について

「2 試験員(1)(2)」の非開示部分には、試験員を特定することが可能となる情報等が記録されていることが認められる。また、「4 評定及び得点」欄の「(2) 評定基準及び得点」の「ア」の「得点(行政)」欄及び「得点(技術)」欄には、評定基準ごとの配点分布を示す情報が記録されていることが認められ、「(2) 評定基準及び得点」の「イ」の2行目以降の非開示部分には、不合格点等の基準を示す情報が記録されていることが認められる。

そして、これらの情報は、開示することにより、職員採用試験の適切な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

したがって、これらの情報が、条例第7条第6号に規定する非開示情報に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件対象公文書2について

ア 「点数」欄について

「1 得点基準」の「(1)行政職」及び「(2)技術系職種」の表の各「点数」欄については、評価基準ごとの配点分布を示す情報が記録されており、これを開示すると、職員採用試験の適切な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

したがって、これらの情報が、条例第7条第6号に規定する非開示情報に該当

するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 「評価基準」欄について

「1 得点基準」の「(1)行政職」及び「(2)技術系職種」の表の各「評価基準」欄については、実施機関は本件再処分において、評定項目ごとに表の1段目を開示し、2段目以下を非開示としている。

次の(ア)及び(イ)は、これを開示すると、職員採用試験の適切な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その他の非開示とした部分は、公にすることによる具体的な支障が明らかではなく、実施機関が主張する非開示理由は、いずれも抽象的な可能性にとどまるものであり、法的保護に値する程度の蓋然性までは認められないため、非開示情報に該当せず、開示すべきである。

(ア)「1 得点基準」の「(1)行政職」の表中、「表現力国語力」の評定項目のうち「評価基準」欄の3段目の1行目の8文字目から16文字目までの9文字及び同4段目の1行目の12文字目から17文字目までの6文字。

(イ)「1 得点基準」の「(2)技術系職種」の表中、「表現力国語力」の評定項目のうち「評価基準」欄の3段目の1行目の8文字目から16文字目までの9文字及び同4段目の1行目の12文字目から17文字目までの6文字。

ウ 「2 その他」について

「2 その他」欄で非開示とされた3行には、評価基準を補足する基準を示す情報が記録されており、これを開示すると、職員採用試験の適切な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、これらの情報が、条例第7条第6号に規定する非開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

7 付言

実施機関が裁決を行うにあたり、審査会の答申の尊重及び仮に答申と異なる裁決を行う場合の理由付記について付言する。

条例第17条第1項は、「開示決定等（中略）について審査請求があった場合において、審査庁は、（中略）速やかに（中略）岡山県行政不服等審査会（中略）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。（後略）」と規定している。

このように、実施機関が審査請求に対する裁決をするにあたって、審査会に諮問しその答申を尊重しなければならない旨を条例が定めているのは、実施機関が審査会の

答申を慎重に検討し、これに十分な考慮を払い、特段の合理的な理由のない限りこれに反する裁決をしないように要求することにより、当該裁決の客観的な適正妥当と公正を担保することを条例が所期しているためである。

また、訴訟においてインカメラ審理が実施されていない現状において、条例第20条第1項に基づきインカメラ審理の権限が認められている審査会は、非開示事由への該当性を正面から審査し判断できる唯一の機関となっている。

確かに、審査会の答申は、法的に実施機関の判断を拘束するものではないが、全国的にも答申を尊重した判断が積み重ねられていることも踏まえ、裁決を行うにあたっては、前述のとおり審査会への諮問及び答申が果たす機能を尊重していただき、実施機関において適切に判断されることを期待するものである。

なお、仮に答申と異なる裁決を行う場合は、判断過程の透明性を確保し、審理関係人への説明を尽くす観点から、その異なることとなった理由についても記載する必要があることは言うまでもない。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------|-------------------|
| 令和7年10月14日 | 実施機関から諮問を受けた。 |
| 令和7年11月27日 (審査会第1回) | 事案の審議を行った。 |
| 令和7年12月23日 (審査会第2回) | 実施機関の意見陳述の聴取を行った。 |
| 令和8年1月29日 (審査会第3回) | 事案の審議を行った。 |
| 令和8年2月27日 (審査会第4回) | 事案の審議を行った。 |
| 令和8年3月31日 | 実施機関に対し答申を行った。 |

岡山県行政不服等審査会委員名簿

| 氏 名 | 職 名 | 備 考 |
|------------------|-----------------------------|---------|
| 会 長 南 川 和 宣 | 岡山大学大学院 法務研究科教授 | 第一部会部会長 |
| 会長職務代理者 森 智 幸 | 弁護士 | |
| 荒 井 佐和子 | 川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授 | 第一部会委員 |
| 岩 崎 香 子 | 弁護士 | 第一部会委員 |
| 伊 藤 健 | 岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師 | |
| 豊 田 ひとみ | 元日本赤十字社岡山県支部 事務局長 | |
| 中 富 公 一 | 岡山大学名誉教授 | |
| 福 田 伸 子 | 元岡山県職員 | 第一部会委員 |

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。